

(案)

石川県被災地介護・福祉人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県被災地介護・福祉人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、令和6年能登半島地震において、特に被害が甚大だった能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町をいう。以下同じ。）に所在する介護・障害事業所等（別紙に掲げるサービス類型の事業を実施する施設・事業所等をいう。以下同じ。）に対して、事業の継続・再開等に向けた介護・福祉人材の確保を支援することを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、能登地域6市町に所在する介護・障害事業所等を運営する事業者であり、かつ次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和6年能登半島地震により、一件につき80万円以上の施設整備を要する被害を受けている場合。
- (2) 令和6年1月1日以降に、被災により従業員が離職・休職している場合。
- (3) 令和6年1月1日以降に、被災によりサービス利用者が避難している場合。
- (4) その他知事が特に必要と認める場合。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

(事業内容及び補助金交付の対象となる経費)

第4条 この補助金は、前条に規定する要件を満たす介護・障害事業所等において、次の各号に掲げる要件を全て満たす従業員に対し、通常の給与等とは別に特別手当等の上乗せ支給金（以下「特別手当等」という。）を支払う場合、これに要する経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助するものである。

- (1) 令和6年1月1日以降、累計で3か月以上勤務していること。
 - (2) 補助金の交付申請の時点で、雇用を継続していること。
 - (3) 当該介護・障害事業所等が本務の職員（兼務、併任などで二つ以上の事業所に在籍している者であっても、当該介護・障害事業所等から主たる給与が支払われている者）であること。
- 2 補助基準額は、支給対象となる従業員一人につき150,000円とする。
- 3 補助事業者は、補助額に相当する額を従業員に支払わなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同一法人内の事業所・施設の分をとりまとめ、一括して行うものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適當と認めた場合は補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、条件を付すものとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (3) 知事から遂行状況の報告又は実地調査を求められた場合、補助事業者はそれに応じなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金精算請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付された補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処されたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 補助事業者が第3条第1項若しくは第4条第1項若しくは第3項の規定に該当しないことが判明したとき又は第3条第2項若しくは第3項の規定に該当することが判明したときは第1項の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。

別紙（第2条関係）

<介護サービス施設・事業所等>

通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護を含む）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

<障害福祉サービス施設・事業所>

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

<障害児通所支援事業所又は障害児入所施設>

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援